

令和5年度（2023年度）釧路総合振興局地域づくり総合交付金 団体ソフト事業の2次募集のお知らせ

北海道では、地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、まちづくり活動を行う団体が地域課題の解決や地域活性化を目的として取り組む事業を支援します。

対象となる事業

○地域づくり推進事業

イベントやセミナー・シンポジウムの開催、地域文化の普及活動、地場商品の開発など、地域課題の解決や地域活性化につながる事業

<対象事業>

右の事業のうち、次の内容を実施する場合は、対象となります。 ・ イベント開催 ・ 広報普及 ・ 人材育成 ・ 調査研究 ・ 計画策定等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域福祉推進事業 ・ 地域文化振興事業 ・ 地域国際化推進事業 ・ 地域環境サポーター支援事業 ・ 地域情報化推進事業 ・ 地域景観形成事業 ・ 地域環境保全・創造事業 ・ 地域間交流・連携事業 ・ 移住促進事業 ・ スポーツ振興事業 ・ 観光業の振興に関する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特産品奨励事業 ・ 農林水産業の振興に関する事業 ・ 商工業の振興に関する事業 ・ 食関連産業振興事業 ・ 地域雇用対策に関する事業 ・ 新産業創造事業 ・ 省エネルギー・新エネルギー促進事業 ・ 地域防災・減災対策推進事業 ・ 地域重点プロジェクト推進事業 ・ 新型コロナウイルス感染症対策推進事業
--	--	---

<対象外事業>

<ul style="list-style-type: none"> ・ 国又は道の他の補助金等の交付対象となる事業 ・ 専ら団体構成員のみを対象とする事業 ・ 事業主体の経費負担のない事業 ・ 専ら事業主体の維持運営を目的とする事業 ・ 他の団体等に補助する事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 営利を目的とする事業 ・ 施設の維持管理を目的とする事業 ・ 生活の維持に係る経費に対する個人への助成や個人の負担軽減を目的とする事業 ・ その他局長が不相当と認める事業
---	--

交付対象者

民間活動団体で営利を目的としない団体が対象となります。

（個人で活動を行う場合は対象となりません。）

交付対象経費

事業の実施に要する経費が対象となります。なお、以下の経費は対象外となりますので、詳細については、釧路総合振興局地域政策課へご確認ください。

交付対象外経費	例外的に対象とすることができる経費
賃金、職員費	ソフト系事業の実施に必要な不可欠な人員等を一時的に雇用するために要する経費
食糧費	
備品購入費	事業の実施に必要な不可欠な備品に要する経費と認められる場合（当該事業の交付対象経費の5分の1を限度）
用地取得費	
工事請負費	事業に直接要する経費で最低限必要と認められる場合
その他総合振興局・振興局長が不相当と認める経費	

交付金の額

交付率	交付対象経費の2分の1以内
上限額	300万円
下限額	10万円
単位	10万円

交付金は、提出書類を審査の上、交付の可否を決定しますので、交付されない場合があります。

また、予算額に限りがありますので、**交付額は要望額を下回る場合があります。**これらを十分にご理解の上、応募をお願いいたします。

応募方法

1 提出書類

- ・地域づくり総合交付金（地域づくり推進事業・一般事業）事業実施概要書
※釧路総合振興局ホームページからダウンロードできます
- ・団体の規約（規約が無い場合は、団体の活動概要がわかるもの）
- ・団体構成員又は役員名簿
- ・事業の詳細がわかる資料（事業企画書及び収支予算書）
- ・過年度の開催概要がわかる資料（※継続事業の場合）

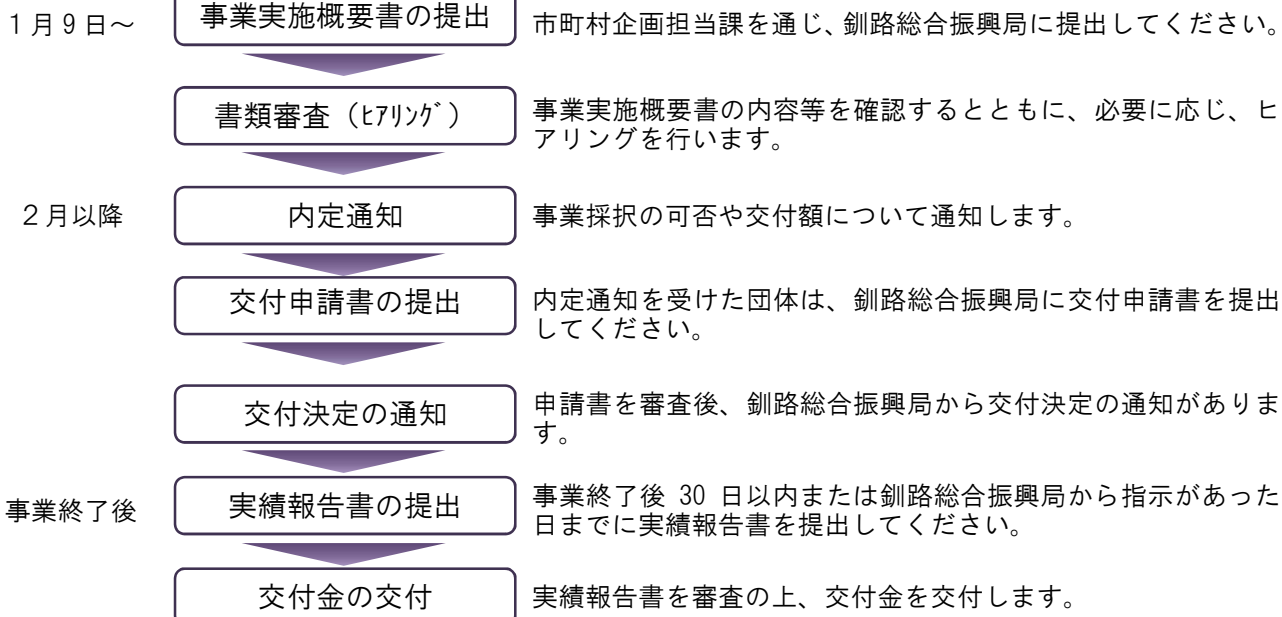
2 提出先

団体の所在地または事業実施地のある市町村企画担当課

【募集期間】

令和5年12月22日(金)～令和6年1月4日(木)まで

交付までのスケジュール（予定）



お問い合わせ先

○事業の相談、応募の詳細について

釧路総合振興局地域政策課 TEL (0154) 43-9143

○制度全般について

北海道総合政策部地域政策課 TEL (011) 206-6404